政策会議案件書(審議案件)

令和3年6月14日提出

	資	部会審	案	案部
果 等 ^{収 束 部 別 収 課} 名 称	料 0	語	件	
等 以東部 財 以 課)有	妄	名	
三浦市手数料条例の一部を改正する条例の基本方針について	無	営で日	称	当 等
浦市手数料条例の一部を改正する条例の基本方について -				政
市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 基 本 方 つ い て -				策
手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 基 本 方 い て -				部
数料条例の一部を改正する条例の基本方 て				財
料条例の一部を改正する条例の基本方				政
-				課
_	П		条	
_	右		例	
_			の	
_			_	
_		_	部	
		_	を	
			改	
			正	
			す	
条例の基本方	無		る	
例の基本方			条	
の基本方			例	
基本方			の	
本方			基	
方			本	
			方	

審議依頼事項

下記の事項を条例の一部改正の基本方針として決定することについて

記

1 一部改正の目的

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が令和3年5月19日公布され、令和3年9月1日施行されることとなった。

同法律第 55 条による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の一部改正により、個人番号カードは地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)が発行すること、J-LIS は個人番号カードの発行の事務に関し手数料を徴収することができること、J-LIS は当該徴収の事務を市区町村長に委託することができること等が新たに規定された。

これにより、令和3年9月1日以降は J-LIS が個人番号カードの再交付に係る手数料を定め徴収することとなるため、本条例の別表に規定される個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除するものである。

- 2 一部改正の要旨
- (1) 手数料の廃止

個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除

(2) 施行期日

令和3年9月1日

現状と課題

上記に示す国の法整備に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。

案件担当部課等の見解

上記基本方針のとおり三浦市手数料条例の一部を改正することとしたい。

審議決定後は、令和3年第2回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。

総合計画及び予算との関係

大綱4 計画の推進に向けて

目標3機動力のある市役所づくり

施策1 業務の効率化

備考

説明員 石渡財政課長、新倉市民サービス課長

秋本財政課GL、

佐々木市民サービス課窓口サービスGL